

令和3年神審第16号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月29日09時50分

鳴門海峡

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 総 ト ン 数 | 1.9 トン | 1.5 トン |
| 登 録 長 | 9.74 メートル | 8.47 メートル |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関 | ディーゼル機関 |
| 漁船法馬力数 | 254 キロワット | 214 キロワット |

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵区画を設け、魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「プロッター魚探」という。）を装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年7月29日06時00分徳島県亀浦漁港を発し、鳴門海峡周辺の漁場に向かった。

a受審人は、徳島県孫崎北方沖合及び同崎南方沖合の各漁場で操業したのち、09時00分大鳴門橋北方沖合の漁場に移動し、Bを含む僚船約20隻とともに、横一列に並んだ態勢で潮流に圧流されながら流し釣りを行ったのち潮上りする、はまちの一本釣り漁を繰り返した。

a受審人は、疑似餌を7個取り付けた長さ約50メートルの釣り糸1本を繰り出して流し釣りを行っていたところ、釣り糸がもつれたことから、僚船の一団の南方でもつれを解くこととして、09時49分孫崎灯台から086度（真方位、以下同じ。）760メートルの地点に移動し、船尾甲板右舷側の空所上に設けた木製板に腰掛け、船首を000度に向け、折からの南流に抗し機関回転数毎分700の前進にかけ、潮流の流速と前進推力とをほぼ均衡させて停留を開始した。

停留を開始したとき、a受審人は、正船首90メートルのところにBを視認することができ、その後、同船が船首を北方に向けて折からの南流に圧流されている様子から漂泊中であることが分かり、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り糸

のもつれを解くことに気をとられ、見張りを十分に行うことなく、このことに気付かず、自船に接近する漂泊中のBを避けなかった。

a 受審人は、なおも停留を続け、09時50分孫埼灯台から086度760メートルの地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、その船首部がBの船尾部に平行に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、衝突地点付近には、流向180度及び流速3.0ノットの潮流があった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を設け、プロッター魚探を装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が甲板員1人と乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日06時00分亀浦漁港を発し、鳴門海峡周辺の漁場に向かった。

b 受審人は、孫埼北方沖合及び同埼南方沖合の各漁場を往復して操業したのち、08時50分大鳴門橋北方沖合の漁場に移動し、僚船約20隻とともに、横一列に並んだ態勢で潮流に圧流されながら流し釣りを行ったのち潮上りする、はまちの一本釣り漁を繰り返した。

b 受審人は、09時47分半孫埼灯台から069度810メートルの地点に至って潮上りを終え、甲板員を前部甲板右舷側に配し、自らは船尾甲板右舷側に立ち、疑似餌を7個取り付けた長さ約50メートルの釣り糸1本ずつをそれぞれ繰り出し、船首を西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始したところ、折からの南流により、180度の方向に3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されることとなった。

09時49分b受審人は、孫埼灯台から079度770メートルの地点に達し、かかったはまちを取り込むこととして右舵をとって船首

を000度に向けたとき，正船尾90メートルのところにAを視認することができ，その後，潮流に抗し自船に向首して停留中のAと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが，魚を船内に取り込む作業に気をとられ，見張りを十分に行うことなく，このことに気付かず，避航を促す音響信号を行うことも，間近に接近しても，機関を使用して移動するなど，衝突を避けるための措置をとらなかった。

b受審人は，なおも漂泊を続け，Bは，船首が000度を向いたまま，前示のとおり衝突した。

衝突の結果，Aは，船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じ，Bは，船尾部外板に凹損等を生じたがのちに修理され，b受審人が第10胸椎椎体骨折を負った。

（航法の適用）

本件は，海上交通安全法の適用海域である鳴門海峡において，強い南流がある状況下，機関を前進にかけ潮流に抗して停留中のAと，潮流に圧流されながら漂泊中のBとが衝突したものであるが，同法には本件に適用すべき航法規定がないので，一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には，対地速力を有さずに停留している船舶と対水速力を有さずに漂泊している船舶との間に適用される定型的航法規定がないので，同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は，鳴門海峡において，強い南流がある状況下，機関を前進にかけ潮流に抗して停留中のAが，見張り不十分で，潮流に圧流されな

がら接近する漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、鳴門海峡において、強い南流がある状況下、機関を前進にかけ潮流に抗して停留する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り糸のもつれを解くことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、船首方から潮流に圧流されながら接近する漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに停留を続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、鳴門海峡において、強い南流がある状況下、機関を中立運転として潮流に圧流されながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚を船内に取り込む作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、船尾方で潮流に抗し自船に向首して衝突のおそれがある態勢で停留中のAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年12月14日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男